

## 鳥海高原元気創造研究会会則

(名称)

第1条 本会は、鳥海高原元気創造研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、秋田県由利本荘市土谷字海老ノ口84-4 秋田県立大学システム科学技術学部内に置く。

(目的)

第3条 本会は、県内の産・学・官・民が連携して、「農・商・工・観光」等の産業、教育、健康が融合する鳥海高原エリアの事業展開に係わる多様な研究や活動を推進し、地域の産業振興、活性化に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究報告会、講習会、シンポジウム、その他の会合の開催
- (2) 鳥海高原エリアの地域資源の開発と利活用に向けた活動
- (3) 関連情報の収集、研究および発信
- (4) その他、本会の目標を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本研究会は第3条の設立目的に賛同した次の各号に掲げる者（以下「会員」という。）で組織する。

- (1) 研究会に入会を申し込み、会長に承認された法人（以下「法人会員」という。）
- (2) 研究会に入会を申し込み、会長に承認された個人（以下「個人会員」という。）

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得るものとする。入会にあたっては電子メールの連絡先を申告するものとする。

(退会及び除名)

第7条 会員が退会しようとするときは、会長に退会願を提出し、その承認を得るものとする。

- 2 会員が死亡又は解散したとき、および2年間以上連絡がとれないときは、退会したものとみなす。

3 会員が次の各号のいずれかに該当するとき、会長はこれを除名することができる。

- (1) 研究会の名誉を著しく傷つけたとき。
- (2) 研究会の目的に反する行為等を行ったとき。

(役員等)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 幹事
- (4) 会計監査

2 会長及び会計監査は各1名、副会長は2名以内、幹事は5名以内とし、会員の互選により選出する。

3 役員任期は2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

4 会長が必要と認めるとき、名誉会長及び顧問を置くことができる。なお、この任期は別に定める。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるとき又は欠席するときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、会長の意を受けて必要な会務を処理する。
- 4 会計監査は、会費の会計を監査する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第11条 本会の総会は、会員を以って構成し、年に1回総会において次の事項を審議決定する。ただし、必要があるときには臨時に総会を開催することができるものとする。

- 2 総会は、会長が総理する。
- 3 総会は次の事項について議決する。
  - (1) 会則の変更
  - (2) 役員を選任又は解任

- (3) 事業報告及び会計報告
- (4) 事業計画
- (5) 解散
- (6) その他、会の運営に関する重要な事項

4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって構成し、会長が招集する。

2 役員会は、総会に付議する事項、総会の議決した事項の執行、事業計画の策定及び運営、会則の変更、その他必要な事項について審議する。

(会費)

第13条 会費はイベントなどの際に必要な経費を都度徴収し、年会費は徴収しない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

付 則

本会則は、平成29年7月2日から施行する。

付 則

本会則は、平成30年9月9日から施行する。

付 則

本会則は、令和元年12月7日から施行する。

付 則

本会則は、令和3年3月15日から施行する。

付 則

本会則は、令和5年3月18日から施行する。